

英国高等法院、英国高等法院でのグローバルFRAND条件の決定を前提とした
暫定ライセンス締結の必要性を認める中間判決

2025年7月23日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国高等法院は、2025年6月25日、2026年1月に予定されている英国高等法院でのグローバルFRAND条件の裁判に先立ち、英国高等法院でのグローバルFRAND条件の決定を前提とした暫定ライセンス締結の必要性を認める中間判決を行った。

1. 背景

SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD 等（以下、Samsung という）と、ZTE CORPORATION 等（以下、ZTE という）とは、携帯電話技術における SEP ポートフォリオについてクロスライセンスを締結していたが、ZTE が新たなグローバルFRAND条件を求め、合意に至らなかった（段落 1.、127.）。

Samsung は、2024年12月19日に、英国高等法院に、グローバルFRAND条件の決定を求めた（段落 31.-32.）。ZTE は、2024年12月23日に、中国の重慶市第一中級人民法院に、グローバルFRAND条件の決定を求めた（段落 34.）。

ZTE は、2025年1月10日にミュンヘンで、2025年1月15日にブラジルで、2025年1月16日に杭州で、侵害訴訟を提起し、うちブラジルでは仮差し止め命令を取得した（段落 39.-42.）。これに対し、Samsung は、2025年2月28日に、ミュンヘン、統一特許裁判所、杭州において、反訴又は侵害訴訟を提起した（段落 53.-54.）。

Samsung は、2025年2月28日に、本件訴訟の請求事項を修正し、英国高等法院でFRAND条件が決定されるまでの間、暫定ライセンスを付与すること等を求めた。

ZTE は、2025年3月11日に、重慶裁判所での決定に従いFRAND条件を将来的及び適及的に調整することを含めた暫定ライセンスの条件等を提案した。

Samsung は、2025年3月11日に、i) ZTE が誠実義務に違反していること、ii) 英国高等法院が決定する適切なロイヤルティ条件で暫定ライセンスを締結すること、iii) ZTE が暫定ライセンスを締結することを拒否するならば ZTE は望ましくないライセンサーであること、の宣言を行う中間判決を求めた（段落 5.）。

英国高等法院は、Samsung からの申し出について、i) ZTE は Samsung との FRAND 条件の交渉において誠実義務に違反しているかどうか、ii) 宣言は有益な目的に適うか、iii) 宣言を行うことはブラジル、ドイツ、UPC、杭州、重慶の裁判所との関係で礼譲に反するかどうか、iv) どのような暫定ライセンスの条件がFRANDであるのか、の4点に争点を整理した（段落 6.）。

2. 裁判所の判断の概要

以下の（１）～（３）を踏まえ、英国高等法院は Samsung が求めた中間宣言的救済を認めることを決定する。

（１）ZTE は Samsung との FRAND 条件の交渉において誠実義務に違反しているかどうか、及び、どのような暫定ライセンスの条件が FRAND であるのか

争点の１点目と４点目とを併せて判断する（段落 93.）。

ZTE が各地で訴訟を提起し、両当事者に多大な労力と費用をかけて、市場から Samsung の製品を排除しようとした意図は（段落 99.）、グローバル FRAND 条件が重慶で決定されることに同意しなければ主要市場から排除する差し止め命令の対象の可能性があることと迫ることにあったと ZTE は認めている（段落 100.）。また、ZTE が重慶で決定されることに固執しているのは、重慶での決定において何らかの大きな利益を得られると認識しているからに違いない（段落 105.）。さらに、ZTE は、重慶を選択することについて、主要な製造・販売市場であることや、中国の裁判所での経験等を主張しているが（段落 108.）、本件の状況下では重要性に欠け、ZTE が起こした一連の訴訟を正当化するものではない（段落 109.）。

ZTE が主張する「管轄の選好（jurisdictional preference）」については、Lenovo CA 判決の 153 段落の誤解に基づいており、Lenovo 判決は、他の企業が差止訴訟を使って自らの希望する裁判地（管轄の選好）を押し通すことが誠実であるとまでは言っていない（段落 117.）。また、英国におけるグローバルな FRAND 紛争解決の背景には、FRAND 紛争の解決を可能な限り効率的に促進したいという意図がある。グローバル FRAND 条件という一つの紛争について、多くの国で無駄で本質的に重複した訴訟が争われることに終止符を打つことを目的としている（段落 122.）。

ZTE にライセンスの意思があるのであれば、本件訴訟に積極的に関与し、可能な限り迅速に FRAND 訴訟を進めるものであるが、差し止め訴訟を開始することは全くの不要であった（段落 127.）。なお、ZTE は、ライセンス希望者に対して、複数の差し止め命令を求める訴訟を提起することが現在では通常の行為であるかのように示唆をしているが、この考えは早急に払拭すべきである（段落 133.）。

（２）宣言は有益な目的に適うか

（１）のように ZTE が誠実義務に違反していることを示した状況で、暫定ライセンスについての宣言を行うことは、ZTE に再考を促す点で有益な目的を果たす（段落 136.）。

（３）宣言を行うことはブラジル、ドイツ、UPC、杭州、重慶の裁判所との関係で礼譲に反するかどうか

英国高等法院の考えは、中国の裁判所もグローバル FRAND 条件を設定する十分な能力を備えているという前提に基づいているため、Samsung による中国の裁判所の能力に関する主張は退けられ、ZTE による中国の裁判所の能力又は誠実性に対する懐疑的な見方を示すとの主張も退けられる（段落 143.-144.）。

仮に、宣言を行うことで（２）のように ZTE に再考を促した場合には、ブラジル、ドイツ、UPC、杭州の裁判所における膨大で煩雑で無駄な訴訟から解放するだけでなく、Samsung が提起した反訴からも解放されることになるため、礼讓を促進することにつながる（段落 152.）。

3. 判決の影響

英国高等法院においてグローバル FRAND 条件が決定されることを前提とした暫定ライセンス締結の必要性が認められた。

判決からは、グローバルな訴訟経済を意識していることがうかがえ、グローバルに最初に訴訟提起される裁判所の重要性や、グローバルな差し止め訴訟の提起が誠実義務違反になり得ることについて、留意する必要がある。

－英国高等法院の判例等は、以下参照－

（英国高等法院の判例）

<https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Patents/2025/1432.pdf>

（以上）